

# 貴金属等の押し買いに注意！

突然、皆さんの家庭に訪問し、指輪やネックレス等の宝飾品・貴金属等を強引に買い取る悪質業者によるトラブル（押し買い）が急増しています。

古物を買取るには「古物営業の許可」が必要ですが、無許可で営業したり、許可があっても法律を守らない悪質な業者もいます。

## 悪質業者の例

着物の買取のはずが、貴金属の買取をしつこく要求する。  
売るまでに帰らなかったり、物品を出すよう強く迫る。  
家に上がり込んで、勝手にタンスの中を物色する。  
不当に安い値段で買い取る。  
毎日、夜間に訪れ、対応するまでチャイム等を鳴らす。  
解約できない旨の書面を書かせ、解約に応じない。  
返品を申し出ると、「溶かしてしまった」、「売ってしまった」などと言う。  
業者名が分からないように、あっという間に買い取って帰ってしまう。  
領収書や明細書を渡さない。

## ～トラブルを防止するために～

### 毅然と断る。

不意に業者の訪問を受けても、買い取ってもらおうつもりがないのなら、毅然として断る。

いったん業者に引き渡された物品を取り戻すのは極めて困難であるため、契約するかどうかは慎重に検討する。

訪問した業者が退去しなかったり、無理に物品を出せと迫られた場合など、トラブルになってしまったら、警察（110番）に通報する。

### 一人では対応しない。

業者が強引に、売るつもりのない物品まで買い取ってしまうこともあるので、家族や近所の人に同席してもらい、一人の対応は避ける。

### 業者（相手）をよく確認する。

契約前に、業者名、住所、電話番号の確認と許可証等の提示を求める。

許可を受けた古物商は、「許可証」または「行商従業者証」を携帯することを義務付けられています。

### 買い取り条件などの書面をもらう。

買い取り条件や買取品の一覧は書面を作成してもらい、控えを受け取る。

### 警察や消費生活センターに相談する。

後になって不安に感じたら、警察や消費生活センターに相談する。

「古物商が買い取る際に、『免許証や保険証を見せるよう』に言われ、名前や住所等を書かされたので不安だ。」という相談がありますが、これは、古物営業法に定められた古物商の義務です。悪用防止のため、古物商許可証等で相手が正規の古物商であることを確認してから、これに応じましょう。

群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課

027 - 243 - 0110 内線3043

